

通所リハビリテーション利用契約書

(以下、「利用者」といいます。) とエスポールそとめ(以下、「事業者」といいます。) は、事業者が利用者に対して行なう通所リハビリについて、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通所リハビリを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (通所リハビリテーション計画書の作成)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「通所リハビリテーション計画書」を作成します。事業者はこの「通所リハビリテーション計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (通所リハビリテーションの提供場所・内容)

- 通所リハビリテーションの提供場所は介護老人保健施設エスポールそとめ通所リハビリテーションです。所在地および設備の概要は重要事項説明書の通りです。
- 事業者は、第3条に定めた通所リハビリテーション計画書に沿って通所リハビリを提供します。事業者は通所リハビリテーションの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることが出来ます。その場合、事業者は、 possible の限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条 (サービス提供記録)

- 事業者は、通所リハビリテーションの実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、契約終了後5年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項の

サービス実施記録を閲覧できます。

- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として料金表に定める利用単位毎の料金を元に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月10日から利用者に提示します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月中に事業者と合意した方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条（サービス中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日当日午前8時迄に通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所リハビリの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【別紙】に記載した通りです。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料等の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく料金表を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は利用者に対して、2ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

- ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の攻めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所リハビリの提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、通所リハビリの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。尚、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住居所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

上記契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

契約者氏名

〔事業者〕

事業者 介護老人保健施設 エスポアールそとめ
通所リハビリテーション (指定番号 4251180016)

住所 長崎市 上黒崎町 2201番地3

代表者名 管理者 施設長 日浦 敦子 ⑩

〔利用者〕

住所

氏名 ⑩

代理人 ⑩

〔家族〕

住所

氏名 ⑩

